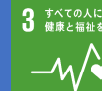


「孤独・孤立対策推進法」施行への対応について

2023(令和5)年6月7日公布／2024(令和6)年4月1日施行



報告事項

2024 (R6). 10. 8
保健福祉部保健福祉総務課

法律の概要

孤独・孤立とは【第1条】

孤独・孤立の状態とは

孤独または孤立により心身に有害な影響を受けている状態

- ・孤独:主観的で、ひとりぼっちと感じる精神状態
- ・孤立:客観的で、社会とのつながりがない状態

基本理念【第2条】※要約

- ①社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図る。
- ②当事者等の立場に立ち、状況に応じた継続的な支援が行われるようにする。
- ③当事者等の意向に沿って、孤独・孤立状態から脱却して社会生活を営むことができるようになることを目標として必要な支援が行われるようにする。

基本的施策【第8条～15条】

施策内容	施策主体				
	国	県	市	市民	支援団体
重点計画の作成【8条】	◎				
理解の増進【9条】	◎	◎	◎	○	○
協議の促進【11条】	◎	◎※2	◎	○	○
地方公共団体・支援団体への支援【13条】	◎				
実態調査等の推進【14条】	◎※1				
地域協議会の設置【15条】		◎	◎※3	○	○

◇必須は第8条、他は努力規定。◎は中心的役割、○は協力

実態調査等の推進【第14条】

〈※1〉実態調査等の推進【第14条】

①法第14条に基づき国が実施

・「しばしば孤独を感じる」割合は、2023(R5)調査では4.8%、2022(R4)調査では4.9%、2021(R3)調査では4.5%となっている。

②郡山市においては、2025(R7)年度策定予定の「第5期地域福祉計画」に係るアンケートを現在実施しており、現状把握を行っている。

- ・市内在住の18歳以上3,000名を無作為抽出
- ・社会とのつながりを感じられているかの問い
- ・9/10～9/27で実施し、現在集計作業を実施

協議の促進【第11条】・地域協議会の設置【第15条】

2024.2.2付けの法施行通知において、法第11条に基づく協議の促進については都道府県、法第15条に基づく地域協議会の設置については市町村が担うことが示され、福島県・郡山市それぞれにおいて事務を進めている。

〈※2〉協議の促進【第11条】

「福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設立を予定

- ・地域の関係者がネットワークを構築
- ・福祉分野にとどまらない多様な主体の参画
- ・郡山市はプラットフォーム設立準備会委員として参画し、10/7初回会議（市町村は郡山市と川俣町の2団体）

〈※3〉地域協議会の設置【第15条】

「郡山市孤独・孤立対策地域協議会」の設置を予定

- ・個々の当事者等への具体的な支援内容を協議
- ・郡山市は重層的支援体制整備事業の支援会議(保健福祉部を始め庁内24課及び支援機関で組織)で対応することとしている。